



島根県報

平成27年3月3日（火）
号外第34号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 2

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 2

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 3

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則 4

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 5

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 3 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 3 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 警察の部職名の欄中	「監察官 監査官」	を	「監察官 施設装備統括官 監査官」	に改める。
-----------------	--------------	---	-------------------------	-------

別表第 6 中	「 浜田市三隅町井野		浜田警察署井野駐在所		を削る。
---------	------------	--	------------	--	------

附 則

この規則は、平成27年 3 月 9 日から施行する。ただし、別表第 6 の改正規定は、平成27年 3 月19日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成27年 3 月 3 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表警察の部警察本部の項中	「 課長 監査官 管理官 室長 交通管制センター 長 西部運転免許セン ター所長 首席師範 主査 」	を	「 課長 施設装備統括官 監査官 管理官 室長 交通管制センター 長 西部運転免許セン ター所長 首席師範 主査 」	に改める。
---------------------	---	---	--	-------

附 則

この細則は、平成27年 3 月 9 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 3 日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第 1 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「8 課」の次に「施設装備統括官」を加える。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(7) 留置管理室に関する事。

第 5 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 警察装備（拳銃を除く。第 9 条の 2 において同じ。）に関する事。

(5) 有線通信施設の使用管理に関する事。

第 7 条第 2 号を次のように改める。

(2) 職員の募集及び試験に関する事。

第 7 条中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 電話交換及び有線通信統制に関する事。

第 7 条中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第 8 条第 5 号を削る。

第 9 条の 3 を第 9 条の 4 とし、第 9 条の 2 を第 9 条の 3 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（施設装備統括官）

第 9 条の 2 施設装備統括官は、命を受け、財産、営繕及び警察装備に関する事務を統括管理する。

第 10 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「及び取調べ監督室」を「取調べ監督室及び留置管理室」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 留置管理室においては、留置業務の管理及び運営に関する事務をつかさどる。

第 10 条の 3 第 2 項第 3 号を削る。

第 10 条の 6 第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 拳銃の管理に関する事。

第 16 条第 2 項第 1 号中「第 12 条第 10 号」を「第 12 条第 11 号」に改める。

第 34 条第 4 号中「国際テロ対策室」を「外事情報室」に改める。

第 36 条の 2 を次のように改める。

（外事情報室）

第 36 条の 2 警備第一課に、外事情報室を附置する。

2 外事情報室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関する事。

(2) 前号に掲げるもののほか、外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関する事。

(3) 次に掲げる犯罪の取締りに関する事。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 警備犯罪で外国人に係るもの及び前号に規定する活動に関するもの

第40条の見出しを「（課長、監察官、監査官及び施設装備統括官）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 施設装備統括官は、警察官以外の職員をもって充てる。

第43条の3の次に次の1条を加える。

（留置管理室長）

第43条の4 留置管理室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、留置管理室の事務をつかさどる。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第53条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「検視官」の次に「及び特別捜査管理官」を加え、同条に次の1項を加える。

4 特別捜査管理官は、第19条第1号に掲げる事務のうち強行犯事件及び特殊犯事件の管理に関する事務をつかさどる。

第58条の見出しを「（外事情報室長）」に改め、同条第1項及び第3項中「国際テロ対策室」を「外事情報室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年3月19日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第9条の3を第9条の4とし、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に1条を加える改正規定、第40条の改正規定及び第53条の改正規定は、平成27年3月9日から施行する。

（島根県留置施設視察委員会の運営に関する規則の一部改正）

2 島根県留置施設視察委員会の運営に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「警察本部警務部監察課」を「警察本部警務部総務課」に改める。

（島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部改正）

3 島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「警察本部警務部監察課」を「警察本部警務部総務課」に改める。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則の一部改正）

4 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「警察本部警務部監察課長」を「警察本部警務部総務課長」に改める。

第9条中「警察本部警務部監察課」を「警察本部警務部総務課」に改める。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月3日

島根県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署平田広域交番の項所管区の区域の欄中「、猪目町、唐川町、別所町、河下町」を削る。

本則の表出雲警察署出雲市駅前交番の項の次に次のように加える。

出雲警察署斐川交番	出雲市斐川町直江	出雲市斐川町
-----------	----------	--------

本則の表出雲警察署伊波野駐在所の項から出雲警察署荘原駐在所の項までを削る。

本則の表出雲警察署十六島駐在所の項位置の欄中「出雲市十六島町」を「出雲市小津町」に改め、同項所管区の区域の欄中「美保町」の次に「、猪目町、唐川町、別所町、河下町」を加える。

本則の表浜田警察署和田駐在所の項位置の欄中「浜田市旭町和田」を「浜田市旭町本郷」に改める。

本則の表浜田警察署三隅駐在所の項を次のように改める。

浜田警察署三隅駐在所	浜田市三隅町向野田	浜田市三隅町のうち三隅、向野田、河内、東平原、矢原、黒沢、上古和、下古和、井川、折居、西河内、湊浦、古市場、井野、室谷、芦谷
------------	-----------	--

本則の表浜田警察署三保駐在所の項を削る。

本則の表浜田警察署岡見駐在所の項を次のように改める。

浜田警察署岡見駐在所	浜田市三隅町岡見	浜田市三隅町岡見
------------	----------	----------

本則の表浜田警察署井野駐在所の項を削る。

本則の表益田警察署所在地の項所管区の区域の欄中「除く。）」の次に「、津田町、遠田町」を加える。

本則の表益田警察署益田駅前交番の項所管区の区域の欄中「下本郷町」の次に「、赤雁町、大草町、山折町、乙子町」を加える。

本則の表益田警察署安田駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年3月19日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月3日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第3号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条の2関係）

路 線 名	区 間
高速自動車国道（中国縦貫自動車道）	鹿足郡吉賀町田野原地内山口県境から鹿足郡吉賀町蓼野地内山口県境まで
高速自動車国道（中国横断自動車道・広島浜田線）	邑智郡邑南町市木地内広島県境から浜田市下府町355番地先まで
高速自動車国道（中国横断自動車	雲南市吉田町吉田地内広島県境から松江市乃白町971番先まで

道・尾道松江線)	
高速自動車国道(山陰自動車道)	松江市宍道町伊志見671番32先から出雲市知井宮町1504番4地先まで
一般国道9号(安来道路)	安来市吉佐町地内鳥取県境から松江市東出雲町出雲郷831番1先まで
一般国道9号(松江道路)	松江市東出雲町出雲郷831番1先から松江市玉湯町布志名482番1先まで
一般国道9号(仁摩温泉津道路)	大田市仁摩町大国字五丁45番1先から大田市温泉津町福光口241番9先まで
一般国道9号(江津道路)	江津市嘉久志町イ405番先から浜田市後野町2174番内1先まで
一般国道9号(浜田道路)	浜田市下府町1820番2先から浜田市笠柄町5番先まで
一般国道9号(浜田三隅道路)	浜田市原井町2298番4先から浜田市西村町1314番2先まで
一般国道9号(益田道路)	益田市遠田町2604番先から益田市久城町423番1先まで
一般国道9号(益田道路)	益田市高津一丁目イ1128番10先から益田市須子町口483番2先まで
一般国道9号	安来市吉佐町地内鳥取県境から大田市静間町977番1先まで
一般国道9号	大田市温泉津町福光136番6先から鹿足郡津和野町野坂地内山口県境まで
一般国道9号(玉湯バイパス)	松江市玉湯町湯町117番2先から松江市玉湯町湯町1839番1先まで
一般国道9号(出雲バイパス)	出雲市斐川町併川1421番先から出雲市芦渡町488番4先まで
一般国道9号(江津バイパス)	江津市渡津町570番1先から江津市嘉久志町イ405番先まで
一般国道54号	飯石郡飯南町上赤名地内広島県境から松江市宍道町佐々布204番1先まで
一般国道191号	益田市飯浦町地内山口県境から益田市中吉田町281番2先まで
一般国道431号	松江市打出町250番1先から松江市末次町86番2先まで
一般国道431号	出雲市大島町56番3先から出雲市長浜町3057番12先まで
一般国道485号(松江だんだん道路)	松江市下東川津町821番1先から松江市矢田町505番1先まで
主要地方道 松江鹿島美保関線	松江市袖師町3番先から松江市末次町86番2先まで
主要地方道 松江木次線	松江市西嫁島二丁目113番1地先から松江市乃白町514番1地先まで
主要地方道 宍道インター線	松江市宍道町佐々布3476番3先から松江市宍道町佐々布2159番34先まで
主要地方道 仁摩邑南線	大田市仁摩町仁万534番地2先から大田市仁摩町大国36番地4先まで
一般県道 馬潟港線	松江市富士見町2番先から松江市馬潟町字帰り木38番1先まで
一般県道 出雲空港宍道線	出雲市斐川町莊原2422番地先から松江市宍道町伊志見486番5地先まで
一般県道 出雲空港線	出雲市斐川町沖洲2540番地先から出雲市斐川町莊原2422番地先まで
一般県道 斐川上島線	出雲市斐川町直江5092番2地先から出雲市斐川町直江3612番1地先まで
一般県道 出雲インター線	出雲市知井宮町1504番4地先から出雲市大島町23番地先まで
一般県道 吉田掛合インター線	雲南市吉田町吉田4314番8先から雲南市吉田町吉田4771番1先まで
一般県道 江津インター線	江津市嘉久志町イ1681番6先から江津市嘉久志町イ421番2先まで
一般県道 浜田商港線	浜田市長浜町768番先から浜田市長浜町230番6先まで
一般県道 浜田商港線(複線)	浜田市長浜町1379番2先から浜田市長浜町768番先まで
一般県道 浜田港インター線	浜田市熱田町525番地先から浜田市熱田町255番地7先まで
一般県道 久城インター線	益田市高津一丁目イ1128番45先から益田市久城町423番1先まで
一般県道 蟠竜湖線	益田市高津町イ2548番1地先から益田市高津町イ2571番2地先まで
一般県道 石見空港線	益田市内田町イ689番地先から益田市高津町イ2548番1地先まで
一般県道 石見空港飯田線	益田市高津町イ2338番3地先から益田市飯田町1282番地先まで
市道 中島3号線	安来市赤江町字武嶺1891番2先から安来市赤江町字武嶺1953番1先まで
市道 打出2号線	松江市打出町210番先から松江市打出町237番1先まで
市道 後谷中央線	松江市打出町237番1先から松江市東長江町902番56先まで

市道 後谷4号線	松江市東長江町902番61先から松江市東長江町902番26先まで
市道 空口線	大田市温泉津町吉浦374番7先から大田市温泉津町吉浦149番2先まで
市道 浜田361号線	浜田市原井町912番3先から浜田市原井町947番1先まで
市道 浜田商港周布線	浜田市周布町268番地先から浜田市日脚町975番地先まで
市道 周布17号線	浜田市日脚町975番地先から浜田市周布町1070番1地先まで
市道 中吉田久城線	益田市乙吉町イ75番3地先から益田市久城町66番2地先まで
臨港道路 福井1号線	浜田市原井町2247番1先から浜田市熱田町2135番1先まで

附 則

この規則は、平成27年3月14日から施行する。